

平成28年4月1日～

## 時間外受診における保険外負担金 徴収のお知らせ

当病院は、入院を必要とする重症患者さんを受け入れる二次救急医療機関です。その機能を十分発揮するためのやむを得ない措置として、**緊急性の低い患者さんの受診**には、通常の診療費とは別に**3,240円（保険外負担金）**を徴収させていただくこととなりました。患者さんへは安全で質の高い医療を提供してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



1人でも多くの救急患者を救いたい！  
それが伊勢崎市民病院の願いです

【開始日】 平成28年 4月 1日  
【対象時間】 平日 = 17:15 ~ 翌日 8:30  
土・日・祝日、年末年始(12月29日~1月3日) = 終日

次の場合は、保険外負担金の徴収はいたしません。

- 診療後、入院となった場合
- 中学生以下の子どもの受診
- 国の公費負担医療制度の受給対象者の受診(難病などは対象疾患に限ります)
- 労働災害・公務災害により受診した場合
- 妊娠中の人産婦人科を受診した場合
- そのほか、当病院が定める条件に該当する場合
  - \* 診療後に他院で専門的な治療の必要を認め、転院搬送となった場合
  - \* 時間外受診のための紹介状を持参した場合
  - \* 当病院を受診した翌日午前8時30分までに救急増悪により再度受診した場合
  - \* 当病院医師から時間外受診の指示があった場合
  - \* 緊急的な処置及び手術、内視鏡検査、CT、MRIを実施した場合

伊勢崎市民病院長